

ガザ人道財団：残虐行為の共犯者および占領国としてのイスラエルの義務の転覆

ガザ人道財団（GHF）は、2025年2月にイスラエルと米国の支援を受けて設立され、11週間にわたるイスラエルの封鎖によりガザ地区の230万人の住民の80%以上が飢餓に追い込まれている中、国連人道問題調整事務所（OCHA）の2025年6月の報告によると、ガザ地区で人道援助を配布することを目的としていました。しかし、GHFの活動は民間人に壊滅的な被害をもたらし、ガザの保健省および独立した証人によって確認されたところによると、2025年5月以降、GHFの援助配布地点で613人以上のパレスチナ人が殺害され、4,200人が負傷しています。イスラエルの管理下にある軍事化された地域で、武装した民間警備請負業者が関与するこれらの事件は、アムネスティ・インターナショナルや国境なき医師団を含む170以上の人道団体が、GHFを「死の罠」であり国際人道法（IHL）の違反であると非難するに至りました。このエッセイは、GHFがテロ組織であり、戦争犯罪、人道に対する罪、ジェノサイドの共犯者であり、IHLを転覆していると主張します。GHFが損なうガザにおける占領国としてのイスラエルの義務を詳述し、適切な当局に対してGHFの指定、禁止、制裁を求め、国際刑事裁判所（ICC）の検察官に對してその役員および代表者に対する逮捕状の請求を予審部に求めるよう呼びかけます。

I. 占領国としてのイスラエルの義務

イスラエルは、2005年の撤退にもかかわらず、ガザの国境、領空、領海、必須サービスに対する実効的な支配により、ガザ地区の占領国として認められています。これは、国際司法裁判所（ICJ）の2004年の「壁の建設の法的結果に関する諮問意見」およびその後の国連報告で確認されています。1907年のハーグ規則、1949年のジュネーブ条約、1977年の追加議定書Iは、占領国としてのイスラエルの義務を以下のように定めています：

- 1. 民間人の保護**：第四ジュネーブ条約（GCIV）の第4条は、占領国の支配下にある民間人を保護対象者と定義します。第27条は、イスラエルが人道的扱いを保証し、パレスチナ人を暴力から保護し、その安全を確保するよう義務付けています。GHFの拠点での組織的な殺害（2025年6月17日のハンユニスでの59人、6月16日のラファ近郊での37人）は、イスラエルがGHFと連携することで民間人を致命的な危害にさらしているため、この義務に違反します。
- 2. 人道支援のアクセス**：GCIVの第55条は、イスラエルが占領された住民に食料や医療物資の供給を確保することを要求し、第59条は公平な組織による救援を促進することを義務付けています。11週間の封鎖は、ガザの80%が飢餓レベルの飢餓に直面する原因となり（OCHA、2025年6月）、この義務に違反しています。国連パレスチナ難民救済事業機関（UNRWA）をGHFの4つの軍事化された拠点に置き換えることで、イスラエルは安全な援助の提供を妨げ、追加議定書Iの第8条(c)に違反し、人道活動を保護しています。

3. **集団的処罰の禁止**：GCIVの第33条は、民間人が行わなかった行為に対して民間人を害する措置を含む集団的処罰を禁止します。封鎖およびGHFの致命的な活動は、援助を制限し、援助を求める者を暴力にさらすことで、2025年6月の国連食料権特別報告者によって指摘された集団的処罰に該当します。
4. **公衆衛生と福祉**：GCIVの第56条は、イスラエルが公衆衛生と衛生を維持し、飢餓や病気を防ぐために地方当局と協力することを義務付けています。GHFの不十分な援助システムは、UNRWAの包括的な救援に比べて不明瞭な「食事」を配布し、ガザの飢餓危機を悪化させ、この義務に違反します。
5. **非差別と中立性**：ジュネーブ条約の共通第3条を含むIHLは、民間人の中立的扱いを要求します。GHFのイスラエルの安全保障目標との連携（国連システムを回避し、ハマスの影響とされるものを対抗する）は、中立性を損ない、国連総会決議46/182（1991年）の公平性と人道性の原則に違反します。

イスラエルがこれらの義務を果たせなかつたこと、GHFへの支援によって悪化し、民間人の被害と飢餓を助長し、IHLを違反し、残虐行為を可能にしています。占領国としてのイスラエルの管理下で実施されるGHFの活動は、国際法の違反において両者を連帯責任にします。

II. テロ組織としてのGHF

国連安全保障理事会決議1566（2004年）で定義されるテロリズムには、人口を威嚇したり行動を強制するために民間人に死または重傷を引き起こす意図のある行為が含まれ、1999年のテロ資金供与抑止に関する国際条約（第2条）は、公衆に恐怖を引き起こす行為を対象としています。GHFの活動はこれらの基準を満たします。軍事化された地域に位置するその4つの配布拠点は、必死の民間人をイスラエル兵やGHFの武装請負業者からの致命的な力に直面する地域に引き寄せます。報告書では613人の死亡と4,200人の負傷が記録されており、ハンユニスでの59人の殺害やラファ近郊での37人などの事件が含まれます。アムネスティ・インターナショナルが引用した元請負業者の証言は、GHFの警備員が群衆に発砲したと主張し、直接的な関与を示唆しています。ガザの飢餓危機の中でのこの暴力のパターンは、パレスチナ人を威嚇し、援助の求めを抑止し、イスラエルの支配を強化し、決議1566のテロリズムの定義に一致します。

III. 戦争犯罪の共犯者

ローマ規程の第8条に基づく戦争犯罪には、武力紛争中の意図的な殺害や民間人への攻撃が含まれます。ジュネーブ条約の共通第3条は、イスラエル・ハマスなどの非国際的紛争での民間人への暴力を禁止します。GHFの軍事化された拠点は、イスラエル軍と連携し、これらの違反を可能にします。国連人権事務所は、ハアレツの調査によると、イスラエル兵が非武装の援助求めに発砲するよう命じられたと報告し、GHFが613人の死亡にもかかわらず拠点を移転しなかったことは共謀を示唆します。民間人への攻撃を助長することで、GHFはローマ規程の第25条(3)(c)に基づき、違反を意図的に支援したとして責任を負います。

IV. 人道に対する罪の共犯者

ローマ規程の第7条に基づく人道に対する罪には、攻撃の知識を持って民間人に対する広範または体系的な攻撃の一部としての殺害、絶滅、非人道的行為が含まれます。GHFの拠点での613人の死亡は、その繰り返しと規模から体系的な攻撃を構成します。致命的な地域で活動し、UNRWAの安全なシステムを置き換えることで、GHFは殺害（第7条(1)(a)）および非人道的行為（第7条(1)(k)）を意図的に助長します。国連の「飢餓による絶滅」の警告（第7条(1)(b)）は、ガザの80%の飢餓リスクにおけるGHFの役割をこれらの犯罪に結びつけ、苦しみの条件を悪化させます。

V. ジェノサイドの共犯者

1948年のジェノサイド条約は、保護された集団を全体または部分的に破壊する意図を持つ行為（殺害（第II条(a)）や物理的破壊を引き起こす条件の強制（第II条(c)）を含む）をジェノサイドと定義します。共謀は、知識を持ってそのような行為を支援することから生じます（第III条(e)）。GHFの活動は、613人の死亡と80%の飢餓リスクの中での飢餓を可能にし、パレスチナ人を破壊する条件に寄与します。2024年のICJのガザでのジェノサイドの可能性に関する判決はこの主張を強化します。民間人を致命的な拠点に誘い込み、援助を損なうことで、GHFはジェノサイド行為を支援し、第III条(e)に基づく共犯者となります。

VI. 死の罠およびIHLの転覆としてのGHF

GHFのモデルは、安全で中立的な援助の提供を求めるIHLの命令（ジュネーブ条約共通第3条、追加議定書II第18条）を転覆する死の罠です。UNRWAの400の安全な配布拠点とは異なり、GHFの4つの軍事化された拠点は、混沌とした突進を引き起こし、民間人を狙撃者や武装請負業者にさらします。ハンユニスでの59人の死亡やラファ近郊での37人を含む銃撃の報告、NGOの批判、GHFを「殺害ゾーン」と呼ぶXの投稿は、この致命的な設計を強調します。イスラエルの安全保障目標に連携し、国連システムを回避し、ハマスの影響とされるものを対抗することで、GHFは国連総会決議46/182（1991年）の neutralità e imparzialità の原則に違反します。この転覆は、人道援助を支配と危害のメカニズムに変え、イスラエルの法的義務と国際人道原則を損ないます。

VII. スイスでのGHFの法的崩壊

ガザ人道財団の透明性と制度的正当性の欠如は、2025年7月2日にスイス連邦財団監督当局（ESA）がジュネーブに登録されたGHFの支部に対する清算手続きを開始したことでさらに確認されました。ESAは、スイスの財団法の複数の違反を引用しました： - 署名権限を持つスイス在住の理事会メンバーがない、 - 法律で要求される3人未満の理事会メンバー、 - スイスの銀行口座または有効な住所がない、 - 認定された監査機関の不在。

GHFは、スイスの支部がスイスで活動を行ったことのない非運用上の予備的実体であり、米国（デラウェア州）に運用上の拠点があることを認めました。ESAはスイス公式商業公報に30日の解散通知を掲載しました。2025年5月、ジュネーブに拠点を置く法的NGOである **TRIAL International** は、GHFの活動がスイス法および国際人道法に違反しているかどうか調査するよう求める2つの正式な提出書を提出し、中立性と公平性の欠如を引用しました。

GHFの構造的非遵守は、誠実性の推定を完全に排除します。国際人道法およびイス規制制度の下では、透明なガバナンス、地方の監督、説明責任によって証明される**組織的正当性**が、合法的な人道活動の前提条件です。GHFがこれらの基準を完全に満たせなかつたことは、それが悪意のある、または中立的な援助提供を転覆する目的の国家道具的実体であるという反論可能な推定を支持します。

VIII. 行動への呼びかけ

1. 適切な当局による指定、禁止、制裁

- **国連総会**：「平和のための団結」（決議377A）を引用し、総会は緊急特別セッション10を再招集し、GHFをテロ組織と宣言し、資産凍結、渡航禁止、資金提供禁止を推進すべきです。これは、ガザの停戦努力の支持を考慮すると、3分の2の多数で達成可能です。
- **国家政府**：アラブ連盟、アフリカ連合、グローバルサウスの国家は、国内の反テロ法に基づきGHFをテロ実体として個別に指定し、その資産を凍結し、協力を禁止すべきです。ISIL関連の実体の単独指定が前例です。
- **地域機関**：EU、アラブ連盟、アフリカ連合は、2022年の国連安保理拒否権後の北朝鮮に対するEUの制限のような措置を模倣し、制裁メカニズムを活用すべきです。

2. ICCでの刑事責任

ICCの検察官は、ローマ規程の第58条に基づき、GHFの指導者、理事会メンバー、致命的な援助拠点の運用に関連する警備請負業者に対する逮捕状を要求すべきです。理由には以下が含まれます：

- **第25条(3)(c)**：戦争犯罪の援助と帮助、
- **第7条**：人道に対する罪、
- **第6条 + ジェノサイド条約第III条(e)**：ジェノサイドの共謀。

パレスチナの2015年以降のICC加盟は、ガザに対する管轄権を確立します。2025年6月の国連人権理事会の、援助拠点の犠牲者の調査を求める決議は、検察の行動のさらなる根拠を提供します。

結論

ガザの占領国として、イスラエルはハーグ規則、ジュネーブ条約、追加議定書Iにより、民間人を保護し、人道アクセスの確保、集団的処罰の防止に拘束されています。イスラエルの連携下でのGHFの活動は、613人以上の死亡を引き起こし、ガザの80%以上を襲う飢餓レベルの飢餓に寄与しています。これらの行動は、テロリズム（国連安保理決議1566）、戦争犯罪（ローマ規程第8条）、人道に対する罪（第7条）、ジェノサイド（ジェノサイド条約第II条）を構成します。イスラエルでのGHFの法的崩壊は、正当性の物語をさらに解体します。国際社会は断固として行動する必要があります：GHFは指定され、禁止され、制裁され、その指導者は刑事責任を負わなければなりません。UNRWAの中心的な人道役割の回復は、ガザの民間人を保護し、国際法を維持するために不可欠です。